

朝霞市条例第14号

土地開発基金条例の一部を改正する条例

土地開発基金条例（昭和44年朝霞市条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

朝霞市土地開発基金条例

第2条第2項中「積み立て」を「積立て」に改める。

第7条中「管理」の次に「及び処分」を加え、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（処分）

第7条 市長は、財政上特に必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の目的を妨げない範囲内において、基金に属する現金の一部を処分することができる。

2 前項の規定による処分が行われたときは、基金の額は、その処分額に相当する額が減少するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。